

事務連絡
令和7年9月3日

各都道府県 医療政策担当課 御中

内閣官房国土強靱化推進室
厚生労働省医政局地域医療計画課

医療コンテナ保有状況等調査（依頼）

平素より、災害時における医療体制の構築の推進に取り組んでいただき感謝申し上げます。

医療コンテナの活用につきましては、第8次医療計画の策定指針に盛り込んだほか、第1次国土強靱化実施中期計画において「特に推進が特に必要となる施策」と位置づけるとともに、「医療コンテナ活用促進事業」により整備費用を支援しつつ、活用を促進しているところです。

また、本年6月には「医療コンテナの都道府県における運用ガイドライン」をお示しし、災害時における活用や本ガイドラインに基づく医療コンテナ取扱企業等との災害協定などの検討にあたり、参考にしていただくようお願いしているところです。

つきましては、昨年度に引き続き、医療コンテナを活用した災害時の医療提供体制の充実を図るため、各都道府県、医療機関等における医療コンテナの保有、活用等の状況とともに、今年度は新たに医療コンテナに係る災害協定の締結に関する状況を把握させていただきたく存じます。

各都道府県におかれましては、県下の状況をお取りまとめの上、別添の調査票にてご報告くださいますようお願いいたします。

記

■依頼の趣旨

- ・災害時に、各都道府県に設置される災害対策本部や各医療機関等において、活用可能な医療コンテナを把握するための基礎データの一つとして、各都道府県管内における医療コンテナの保有状況等について調査を行うものです。
- ・医療コンテナ取扱企業等の災害協定締結の課題を把握し、今後の対応を検討するため、災害協定の締結に関する状況等について調査を行うものです。
- ・保有状況に係るデータの一部については取りまとめの上、後日、各種資料やHP等にて公表予定です。

■医療コンテナの定義

- ・本調査の対象とする「医療コンテナ」は、「医療コンテナの活用に関する手引き」の第1章で定義されているとおり、コンテナの中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」とし、現場において組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」のいずれかとします。
- ・プレハブのように、移動後に構造物自体の組み立てを行うものは含みますが、耐久性・堅牢性の低いテントのようなものは含みません。

■調査内容

1. 医療コンテナの保有状況（様式1）

- ・記載例を参考に、各都道府県の管内に存在する医療コンテナ（都道府県庁が保有するもののみではなく、市区町村や病院等の医療施設が保有するものを含む）について、1基毎にエクセル1行の各項目を記入願います。（昨年度と同様の調査となります）
- ・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源として購入した医療コンテナについては、新型コロナ患者への対応のために使用することを想定したのですが、交付金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用することは差し支えないことを申し添えます。

【参考】令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ & A（第5版）について（抜粋）

9 交付金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。また、感染症法上の位置づけの変更に伴い不要となる設備を廃棄・転用・譲渡等する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。

（答）

- 交付要綱11（5）に基づき、厚生労働大臣が別に定める期間を経過する前に交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- 新型コロナ感染症の終息後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後、新型コロナ感染症が再拡大することも考えられるため、本交付金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されることを想定しています。なお、当該期間中において、本交付金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合（※）は、財産処分に該当しないため、厚生労働大臣の承認は必要ありません。
※例えば、一時的に一般診療で使用する場合等を想定

2. 災害協定の締結状況等（様式2）

- ・記載例を参考に、各都道府県の医療コンテナに係る災害協定の締結状況等について記入願います。

【参考】医療コンテナ運用ガイドライン

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001506847.pdf>)（抜粋）

P18 第2章(3) 災害協定等による発災時の準備

都道府県は、医療コンテナを災害時の医療において活用できるよう、あらかじめ、医療コンテナ取扱企業等に対し、災害発生時に他機関所有の医療コンテナの借用も含め貸与・運搬・設置・維持管理・撤去できるよう、災害協定等により協力を依頼することが望ましい。(略)

(様式例) (略)

■提出等

- ・ファイル名冒頭の【 】内に都道府県番号(【別添】都道府県番号をご確認ください)と都道府県名を入力いただき、都道府県毎にエクセルファイルを1つご提出ください。

(ファイル名例) 東京都の場合 → 【13 東京都】R7_医療コンテナ調査票

- ・お忙しい中の依頼で恐縮ですが、10月3日(金)17時までにご提出ください。
- ・ご不明点のお問合せ、ファイルのご提出は以下の4名までメールにてお願いいたします。

内閣官房国土強靱化推進室 小関

厚生労働省医政局地域医療計画課 南島、中村、赤星

(担当)

内閣官房国土強靱化推進室 小関

電話:03-6257-1775(直通)

Mail:hinano.koseki.t4t@cas.go.jp

厚生労働省医政局地域医療計画課 南島、中村、赤星

電話:03-3595-2185(直通)

Mail:saigai-iryo@mhlw.go.jp